

長崎短期大学において 労働法制講義を行いました！

令和2年11月20日（金）、長崎短期大学（佐世保市）のキャリア関連科目「地域と職業」において、80名の学生（地域共生学科1年生）を対象に長崎労働局職業安定部長が講義を実施しました。

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度から実施しています。

講義では、基礎的な労働法の知識として、「労働契約」を始めとした労働法制等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

なお、講義後のアンケートでは、ほとんどの受講者の方から参考になったと回答をいただきました。

また、興味を持った講義内容は多い順に、「給料」について20.9%、「労働契約」について18.8%、「採用内定」について15.7%、「有給休暇」について10.5%、「就業規則」について9.9%でした。

最後に、長崎労働局は今後も県内の大学等と連携して、大学生等に対する労働関係法令等の積極的な周知・啓発に努めます。



《 講 義 風 景 》

《受講生の感想》

- ★ こういう場合はこうしたらいいなど、事例を見ながら知ることができて勉強になりました。
- ★ 労働法について話を聞く機会がなかったのでよかったです。